

原議保存期間10年
(平成36年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察(方面)本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第80号
平成25年6月21日
警察庁交通局交通企画課長

石油の備蓄の確保等に関する法律第14条第1項の規定に基づき指定された特定石油ガス輸入業者等が中核充填所において使用する自動車の緊急自動車の指定について

災害時における石油の供給不足の対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第76号)が平成24年9月5日に公布され、同年11月1日から施行されたことを踏まえ、石油ガス事業者が災害時に応急作業に使用する自動車に対する緊急自動車の指定については、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 石油ガス事業者が災害時に応急作業に使用する自動車の取扱い

上記法律による改正後の石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和52年法律第96号)第14条第1項により指定された特定石油ガス輸入業者等(以下「指定事業者」という。)については、災害時に地域の石油ガスの安定供給のために他の事業者の顧客に石油ガスを供給するほか、他の事業者の顧客のガス漏れに対応する応急作業に従事する役割を担うこととなるなど、一定の公益性が認められることから、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第13条第1項第6号に規定する「その他の公益事業」に当たると解される。

したがって、災害時に上記対応の拠点となる指定事業者が同法第14条第4項に基づいて届け出た災害時石油ガス供給連携計画に記載された「法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が共同利用を行う石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場(以下「中核充填所」という。)においてガス漏れに対応する応急作業に使用する自動車については、令第13条第1項第6号の緊急自動車に該当するものと解されることから、2の留意事項を踏まえ、指定の可否を判断すること。

なお、中核充填所以外において使用される自動車については、従来どおり、緊急自動車の指定対象としては扱わないこと。

2 指定に当たっての留意事項

指定事業者が中核充填所において使用する緊急自動車の申請があった場合においては、指定事業者名並びに中核充填所の名称及び住所が

日本LPガス団体協議会ホームページ

<http://www.nichidankyo.gr.jp/hojo/index.html>

各年度分事業 > 「補助事業採択先事業所を公表致します。」に掲載されていることから、同ホームページの内容と登記事項証明書等に記載された事業者名及び自動車保管場所証明書等に記載された自動車の使用の本拠の位置を照合するなどして、当該自動車の使用者が指定事業者であること及び当該自動車が中核充填所で使用されることを確認すること。

また、災害発生時等においてガス漏れに対応する応急作業に従事するとき以外には、当該自動車を緊急自動車として使用することはできない旨、申請者に周知するとともに、緊急自動車の運転者に対する実践的な交通安全教育の充実が図られるように指導徹底すること。